

平成19年度岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

第1回議事録

打合せ日時	2007年6月27日(水) 14:00~17:00	
打合せ場所	虎ノ門パストラル	
出席者	委員	駒田主査、阪田、徳永、小野、石村、徳山、萩原、渡辺、阿子島、天野、長谷川、領家、近藤、高田
	オブザーバー	大竹、土田、谷内、山岸、高山
	事務局	荒井理事、須知、永易、永井 (以上23名参加)
確認欄		

【配布資料】

- (1) 資料-1 岩盤備蓄保安検査基準・定期自主検査指針の規格化について
- (2) 資料-2 技術委員会の組織及び規格策定プロセスについて
- (3) 資料-3 技術委員会規程、規格委員会規程
- (4) 資料-4 技術基準策定手順の規範
- (5) 資料-5 保安検査基準の比較と岩盤備蓄基地への適否
- (6) 資料-6 石油ガス岩盤備蓄基地への適用
- (7) 資料-7 保安検査基準及び定期自主検査指針の検討項目

【議事内容】

1. 開会

- ・開会に先立って、事務局より定員15名中14名の出席であり委員会が成立していることが報告された。

2. 挨拶

KHK：荒井理事

- ・「平成17年度石油ガス岩盤備蓄基地保安検査基準等検討委員会」にて検討し、取りまとめた保安検査基準(案)等を基にKHK/JOGMEC基準とすべく検討していく。

駒田主査

- ・本年度末までに規格委員会で承認を受けたい。

3. 委員、出席者紹介

4. 配布資料確認(資料番号1~7)

5. 質疑・応答

1) 資料1及び2

- ・分科会の役割には規格委員会のコメント及びパブリックコメント対応も含まれるのか。
→その通りである。

2) 資料3

- ・質疑に先立ち、駒田主査より稲田委員を副主査に指名した。
- ・公開とは何を指しているのか？
→会議の開催予定、議事録等のホームページへの掲載。オブザーバーの参加。意見を制限しない。等である。

3) 資料5 & 6

- ・質疑に先立ち事務局より、p. 11 の項目「岩盤備蓄基地の適否」は「岩盤備蓄基地への適否」に修正する旨の説明があり、了解された。
- ・分科会の検討範囲には判定及び措置までは含めず、判定及び措置は事業者が決めると考えて良いか。
→チェックすべき事項までが今回の業務範囲である。基準値等は事業者が県に提示する。
- ・運転許可等、法に基づく許認可申請及び操業は隣接事業者が行うこととなっているが、今回は備蓄基地内に限ってと考えて良いか。
→当分科会では、KHKS(0850-3)(2005)(以下「KHKS」という。)をベースにして、岩盤備蓄特有なものを規定していく。
- ・KHKS と同様な項目は記述しないのか。
→そのまま載せる予定である。
- ・貯槽の沈下状況測定は×になっているが、地上部分に該当するものがあるのではないか。
→地上に沈下の対象となる貯槽がないため×とした。将来、地上に対象となる設備を設置する場合にはKHKSを適用する。

4) 資料7

- ・保安検査は、技術上の基準に適合していることを確認することになっており、完成検査時の状況の維持が求められている。耐圧性能については、完成検査時にどのような確認を行い、保安検査では、どのようなことを行うことになるのか？
→岩盤貯槽は、耐圧性能が除外されており、検査対象外である。その他のLPGポンプ、フェールセーフバルブ、防災遮断弁、受入管等の内管に別けて検討内容を示している。
- ・過去に減肉がないから今後もないという理由で肉厚測定を不要とすることは認められていない。
→まずは目視し、建設時のデータと差異が認められた場合に肉厚測定を行うとしている。これはKHKSと同様である。SUSで腐食しないから肉厚測定をしなくて良いという考えではない。
- ・点検をすることで何を担保しようとしているのか見えにくい。ポンプは分解点検時に何をするのか。
→分解点検は地上に引き上げて行うため、肉厚測定及び耐圧試験等が可能である。
→資料7は、基準・指針の文章ではなく、検討資料としての根拠を示している。
- ・基準の中に「10年に1回以上」の記載があるが、根拠は何か？
→石油岩盤タンク及び海外事例では10年に1回の保安検査周期としており、保安検査において異常が見つかっていないことからである。

- ・基準はどうあるべきかを示し、整理すると分かりやすい。今後もあるのももう少し設備の詳しい資料を提示して欲しい。説明手順を工夫してはどうか。
→次回委員会では、設備資料及び説明手順を工夫して説明したい。

6. 今後の予定

次回委員会は8月末頃を予定している。

7. 閉会挨拶（駒田主査）

以 上